

III 保育

主な説明事項

- | | | | |
|---|-------------|----|-----------|
| 1 | 保育の計画 | 8 | 感染症予防 |
| 2 | 自己評価 | 9 | マニュアル・手順 |
| 3 | 睡眠中の呼吸確認 | 10 | こどもの人権 |
| 4 | 誤飲・誤嚥・窒息の防止 | 11 | 令和6年度指導監査 |
| 5 | 散歩などの園外活動 | | 主な指摘・助言事項 |
| 6 | 置き去り・見失い | | |
| 7 | プール活動・水遊び | | |

地・保育2

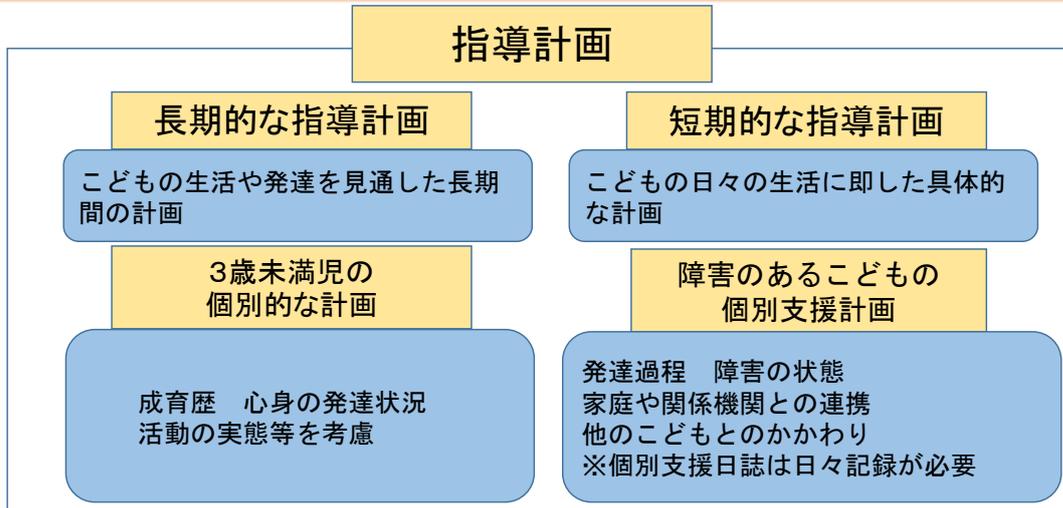
【説明事項】

- ・説明事項はこの11項目です。

1 保育の計画 (1)

全体的な計画

(各保育施設の方針や目標に基づき、こどもの発達を踏まえ家庭状況・地域の実態・保育時間等を考慮し作成)



* 長期的・短期的な指導計画に長時間にわたる保育を位置づけ
(保育内容・職員の協力体制・家庭との連携等)

地・保育3

【保育の計画】

- ・「保育所保育指針」に基づいて、必要な計画を適切に作成してください。

【全体的な計画】

- ・各保育施設の方針や目標に基づき、こどもの発達を踏まえ、生活の全体を通して総合的に展開されるように作成してください。

【指導計画】

- ・指導計画は、こどもの生活や発達を見通した「長期的な指導計画」及び、より具体的なこどもの日々の生活に即した「短期的な指導計画」の2種類を作成してください。
- ・長期と短期の期間の範囲については、各園の実情に応じて作成してください。
- ・「長時間にわたる保育」を位置づけます。延長保育を利用しているこどもだけでなく、全てのこどもが対象です。
- ・こどもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に記載してください。
- ・保育施設に通うこどもの心身の健やかな発達を保障できるよう、様々な配慮が必要です。

【個別的な計画】

- 保育所は、3歳未満児の個別的な計画を作成してください。
- 幼保連携型認定こども園は、満3歳未満の園児の個別的な計画を作成してください。

【障害のあるこどもの支援のための計画】

- 障害のあるこどもの保育については、個別支援計画と個別支援日誌を作成してください。他のこどもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画に位置づけ、こどもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成してください。個別支援日誌は、教育・保育の内容やこどもの様子を日々記録し、次の指導計画の作成に活用してください。

1 保育の計画 (2)

保健計画・食育計画

保健計画

全体的な計画に基づいたこどもの健康の保持及び増進のための計画



食育計画

全体的な計画に基づいた乳幼児期にふさわしい食生活を展開するための計画



* 全職員がそのねらいや内容を踏まえ、計画及び実践を評価し、改善に努めること。

【保育所保育指針、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱、保育所における感染症対策ガイドライン等】

地・保育4

【保健計画】

・全体的な計画に基づいて、一人ひとりのこどもの健康の保持及び増進のため、こどもの健康に関する保健計画を作成してください。

【食育計画】

・全体的な計画に基づいて、乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成してください。

・全職員が計画のねらいや内容を踏まえ、計画及び実践を評価し、改善に努めてください。

2 自己評価

自己評価とは

「保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価」とそれを踏まえ、「施設が組織全体で共通理解をもって取り組む自己評価」が基本

保育実践の振り返り

保育計画や記録を通して実践の振り返り

保育事業者による質の評価

現状の見直し、課題の意識化

改善・充実に向けた取組

施設全体における課題への具体的取組

保育の質の向上

職員の協働、知識及び技術の習得、向上

【認可基準条例、確認基準条例、保育所保育指針、市評価要綱】



【自己評価】

- ・保育士等が自らの保育を振り返って行う自己評価とそれを踏まえ、組織全体で共通理解をもって取り組む自己評価が基本です。
- ・保育事業者等は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図ってください。
- ・保育士等の自己評価は、計画や記録を通して、実践の振り返りを行ってください。
- ・施設全体における保育の内容について課題の抽出を行い具体的な取り組みを行ってください。
- ・全職員協働の下、改善・充実に向けた取り組みを行い、知識や技術の習得及び保育の質の向上に努めてください。

3 睡眠中の呼吸確認 (1)

確認のポイント 0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回呼吸確認

仰向け

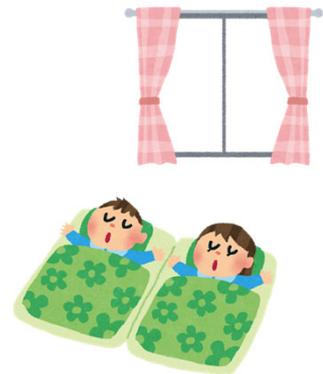
十分な明るさ

鼻や口の空気の
流れや音

顔面および
唇の色

呼吸に伴う
胸郭の動き

体に触れて
体温確認



地・保育6

【睡眠中の呼吸確認】

- ・睡眠中は次の点に留意してください。
- ・こどもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察してください。0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回呼吸確認を行います。

○チェックのポイント

- ・仰向けの姿勢
 - ・十分な確認ができる明るさの確認
 - ・鼻や口の空気の流れや音の確認
 - ・顔面および唇の色の確認
 - ・呼吸に伴う胸郭の動きの確認
 - ・体に触れて体温の確認
- ・これらの項目を毎回確認してください。

3 睡眠中の呼吸確認 (2)

確認・記録のポイント

確認のポイント

全ての時間帯(土曜日、午前寝、夕方等)で確認

園外活動中やベビーカー、おんぶ等で寝た時も確認

ブレスチェックセンサー使用時も体に触れて確認



記録のポイント

適切な時間間隔で一人ひとり記録

確認した時刻、確認者を記録

呼吸確認表の保存は1年(翌年度末まで)



地・保育7

【確認のポイント】

- ・睡眠中は時間の長さや時間帯に関わらず、全ての時間帯において年齢に即した適切な時間間隔で、一人ひとりの呼吸確認を行います。記録も一人ひとり行ってください。
- ・土曜日や午前寝、夕方に寝た時も漏れがないように確認し、記録してください。
- ・園外活動中、ベビーカーやおんぶ等で寝た時も呼吸確認を行ってください。
- ・ブレスチェックセンサーを使用している場合も、保育者が必ず一人ひとりのこどもに触れて確認してください。

【記録のポイント】

- ・適切な時間間隔で呼吸確認を行い、一人ひとり記録してください。
- ・呼吸確認表には、確認した時刻及び確認者を記録してください。
- ・呼吸確認表の保存期間は1年です。翌年度末まで保存してください。
- ・呼吸確認表は、常に確実な記録をするために、全ての時間が記録できる様式を使用してください。

4 誤飲・誤嚥・窒息の防止（1）

食事

年齢月齢にかかわらず、食材が**窒息**につながる可能性があります。特に次のポイントに注意してください。

健康状況

こどもの食事に関する情報や当日のこどもの健康状態等を職員間で共有します。

発達状況

咀嚼や飲み込みなど発達状況にあった食事内容にします。

自発的な食事

こどもが自発的に口に入れ、飲み込むようにします。

適切な水分補給

水分補給は、食事前・食事中適宜行い、無理に飲み込ませないようにします。

睡眠状況

眠くなっているこどもには、無理に食べさせず、個別に配慮します。

苦手な食べ物

苦手な物を無理に食べさせることは、**誤嚥・窒息**につながり危険です。

【誤飲・誤嚥・窒息】

- ・ 食事については、こどもの年齢月齢に関わらず、普段食べているどんな食材も窒息につながる可能性があります。適切な食事の援助や観察をしっかりと行ってください。
- ・ こどもの食事に関する情報や当日のこどもの健康状態等を職員間で共有してください。
- ・ 咀嚼や飲み込みなど発達状況にあった食事内容にしてください。
- ・ こどもが自発的に口に入れ、飲み込むようにしてください。
- ・ 水分補給は、食事前、食事中に適宜行い、無理に飲み込ませないようにしてください。
- ・ 眠くなっているこどもには、無理に食べさせず個別に配慮してください。
- ・ 苦手なものを無理に食べさせることは、誤嚥、窒息につながり危険です。

4 誤飲・誤嚥・窒息の防止（2）

環境

施設内の安全点検の際には小さなサイズの遊具や備品についても誤飲・誤嚥の可能性があります。特に次のポイントを定期的に確認しましょう。

マグネット・ブロック等のおもちゃ

マグネット(丸磁石のような小さなサイズ)やブロック等の誤飲は、重篤な事故につながります。

植物の実

植物の実が成長する間、誤飲・誤嚥の可能性のあるサイズになります。こどもが誤って口に入れることがないように、育てる植物を検討するなど、環境を工夫します。



薬品

こどもの手の届かない所に保管します。
内閣府のガイドライン等を確認し、適切に対処します。



☆誤飲・誤嚥の可能性のあるサイズ形状

球形の場合は直径4.5cm以下のもの。球形でないものは直径3.8cm以下のもの。

【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】 地・保育9

【環境】

- ・食材はもちろんのこと、施設内の安全点検の際には小さなサイズの遊具や備品についても誤飲、誤嚥の可能性がないか定期的に確認してください。
- ・マグネットやブロック等の小さいサイズの誤飲は、重篤な事故につながります。
- ・植物は実が成長する間、誤飲、誤嚥の可能性のあるサイズになります。こどもが誤って口に入れることがないように、育てる植物を検討する等工夫してください。
- ・薬品は、こどもの手が届かない所に保管します。内閣府のガイドライン等を確認し、適切に対処してください。
- ・球形の場合は直径4.5cm以下、球形でないものは直径3.8cm以下のサイズは、誤飲、誤嚥の可能性があります。

5 散歩などの園外活動（1）事前の確認事項

緊急時の対応

緊急時連絡先、連絡方法の確認
緊急時対応訓練の実施



役割分担

それぞれの分担確認
こどもの配慮事項共有

散歩マップ

ルート、危険箇所の確認
定期的な見直し

安全点検

ベビーカー、散歩バギー
(タイヤ、ブレーキ、ベルト等)

教育

交通安全教育

【保育所保育指針、園児の人数確認の徹底について(依頼)、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】

地・保育10

【散歩などの園外活動：事前の確認事項】

- ・ 緊急時連絡先や連絡方法を確認し、緊急時の対応を職員間で共有し緊急時対応訓練を実施してください。
- ・ 散歩マニュアルで役割分担の確認、個々のこどもの配慮事項を共有してください。
- ・ 散歩マップを作成し、ルートや危険箇所を確認し定期的に見直してください。
- ・ ベビーカー、散歩バギーなどのタイヤ、ブレーキ、ベルト等の安全点検を行ってください。
- ・ こどもに対して安全教育を行い、保護者へ散歩の意義やリスクを説明してください。

5 散歩などの園外活動（2）当日の確認事項

記録

事前に確認

日時、目的地、外気温・天候の確認
出発時間、帰園予定時間、
こどもの人数、引率者
携帯電話等の持ち出し

人数確認

場面が変わる時など、
定期的に複数で確認

散歩中

役割分担を行う
死角を作らない

目的地

- ・公園の安全点検
遊具点検、保育士の配置場所
ごみや吸い殻、不審者、死角等
- ・活動範囲の確認

【当日の確認事項】

- ・日時、目的地、出発時間、帰園予定時間、こどもの人数、引率者等を事前に記録します。緊急時の連絡方法として携帯電話等を持ち出してください。
- ・散歩前、散歩中、散歩後など適宜複数の職員で人数確認を行ってください。
- ・散歩中は役割分担を行い、死角を作らないようにしてください。
- ・公園などの目的地では、遊具点検、遊具まわりのごみや吸い殻、不審者、死角、日射による高温になった遊具などを点検してください。
- ・目的地での活動範囲をこどもや職員間で確認してください。

6 置き去り・見失いの防止

置き去り、見失いは交通事故や転落事故、熱中症等重大事故につながる恐れがあります。



人数確認

室内外に関わらず
複数で人数確認



役割分担

職員の立ち位置
声かけ、連携



共有

こどもの動向確認
見失いが起きそうな
場所の把握

【保育所保育指針、園児の人数確認の徹底について(依頼)、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】

地・保育12

【置き去り、見失い】

・保育中の「見失い」は、交通事故や転落事故、気温の高い日であれば熱中症といった重大事故につながる恐れがあります。

・園内や園外に関わらず人数確認を行ってください。人数はリーダーだけでなく、必ず複数で声を出して行うとともに「何人」と数字だけの確認ではなく、こども一人ひとりを確認してください。

・役割分担として、職員の立ち位置や職員同士の声の掛け合い等、十分に連携してこどもを見守るようにしてください。

・こどもの動向を確認し、移動する際など見失いが起きそうな場所を把握し、職員間で共有してください。

7 プール活動・水遊び (1)

安全対策

注意すべきポイントをおさえて、事故を未然に防ぎましょう。

ポイント

職員間で役割分担、連携

監視者と指導者を分ける

監視者は監視に専念

水遊びの場合も監視者が必要

監視体制が確保できない時は
プール活動や水遊びの中止を検討

プールの水は毎日抜く



地・保育13

【プール活動、水遊び】

- ・注意すべきポイントをおさえて、事故を未然に防ぐようにしてください。
- ・職員間で役割分担を行い、連携してください。
- ・監視者と指導者を分けて配置し、役割分担を明確にしてください。
- ・監視者は監視に専念するとともに、監視エリア全域をくまなく監視してください。動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つけられるよう定期的に視線を動かしながら監視してください。
- ・たらいやバケツ、洗面器などに水を溜めて行う水遊びの場合も監視者が必要です。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動や水遊びの中止も選択肢として検討してください。
- ・安全のため、プールの水は毎日抜くようにしてください。

7 プール活動・水遊び (2)

衛生管理・記録

衛生管理のポイント

適正な水質管理

遊離残留塩素濃度を**0.4mg/Lから**
1.0mg/Lに保つ

2人以上で入る時は水質管理
が必要

排泄が自立していない子ども
は他者と水を共有しない

プール活動前に、流水でお尻も
洗う

記録のポイント

実施した日時、子ども及び職員の人数、監視者名、遊離残留塩素濃度を記録

【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン、保育所における感染症対策ガイドライン】 地・保育14

【衛生管理のポイント】

- ・「遊泳用プールの塩素基準」に従い、適正な水質管理を行ってください。
- ・遊離残留塩素濃度が0.4mg/L から1.0mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は、消毒剤を追加するなど適切に管理してください。
- ・低年齢児が利用することの多い簡易ミニプール、ビニールプール等も2人以上で入る場合は、水質管理を行ってください。
- ・排泄が自立していない乳幼児は、個別のタライ等で他者と水を共有しないように配慮してください。
- ・プール活動の前に、流水を用いたお尻洗いも行ってください。

【記録のポイント】

- ・実施した際は日時、子ども及び職員の人数、監視者名、入水時の水質検査の結果（遊離残留塩素濃度）を記録してください。

8 感染症予防 (1)

基本的事項

感染症に対する正しい知識や情報に基づき、全職員が清潔を保つことや職員の衛生知識の向上に努める。

適切な対応と留意点

適切な対応

抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという乳幼児の特性等を踏まえた対応

留意点

- ・飛沫感染や接触感染が生じやすい場面に留意が必要
- ・石けんを用いて流水でしっかりと正しい手洗いを行う
- ・季節や施設の状況に応じた換気を行う

睡眠

布団の位置
十分な換気

食事

衛生的な配膳、下膳
食後の清掃

遊び

遊具の消毒
体調を考慮した遊びの工夫

地・保育15

【感染症予防】

- ・乳幼児の生活と行動の特徴や生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づき、全職員が清潔に保つことや職員の衛生知識の向上に努めることが重要です。
- ・乳幼児は抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという特性を踏まえ適切に対応してください。
- ・集団では、こども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染に留意し保育を行ってください。
- ・こどもも職員も石けんを用いて流水で、しっかりと正しい手洗いを行ってください。
- ・季節や施設の状況に応じて、窓を開けることや換気扇などを使用し、効果的に換気を行うようにしてください。
- ・これに加え場面に応じた対応を行ってください。
 - 睡眠：布団の位置の配慮や十分な換気
 - 食事：衛生的な配膳や下膳、食後の丁寧な清掃
 - 遊び：遊具の消毒や体調に合わせた遊びの工夫

8 感染症予防 (2)

具体的な取組事例

手拭きタオル

- ・共用しない
- ・タオルが密着しないよう間隔を空ける

歯ブラシ

- ・個人専用とする
- ・保管時に他のこどもの歯ブラシと接触させない
- ・よく乾燥させる

コップ

- ・共用しない
- ・衛生的に保管する



トイレの清掃及び消毒

便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル、照明スイッチ等

☆消毒薬は、こどもの手の届かない所に保管

☆流行している感染症に応じた薬品を使用し、消毒及び清掃を行う

地・保育16

【感染症対策の具体的な取組事例】

- ・手拭きタオルは、共用しないでください。
- ・個人持参のタオルを使用する際は、タオル同士が密着しないように間隔を空けて掛けてください。
- ・歯ブラシは個人使用とします。
- ・他のこどもの歯ブラシを誤って使用したり、保管時に隣同士が接触しないようにし、使用後は、乾燥させて保管してください。
- ・コップは共用にせず、衛生的に保管してください。
- ・トイレは、便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダルなどを日々清掃及び消毒で清潔に保つようにしてください。
- ・消毒薬は、こどもの手の届かない所に保管してください。
- ・流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行うことも必要です。ノロウィルスにアルコール消毒は無効です。

8 感染症予防 (3) おむつ交換

具体的な取組事例

おむつ交換

手順を職員間で徹底します。おむつ交換は一定の場所で行います。

おむつ交換後のポイント

・交換後のおむつは、直接床等に置かない

・交換後のおむつは、ビニール袋に密閉し、
蓋つき容器等に保管
・保管場所は消毒

・マットや着脱用の台を共用している場合は、
1人交換するごとに、消毒

・1人交換するごとに、石けんを用いて流水で
しっかりと手洗いをを行う

地・保育17

【おむつ交換における具体的な取組事例】

- ・おむつ交換の手順書を作成し、職員間で共有してください。
- ・おむつ交換は一定の場所で行ってください。

【おむつ交換後のポイント】

- ・交換後のおむつは、直接床に置かないようにします。
- ・交換後のおむつは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器等に保管し、保管場所は消毒してください。
- ・おむつ交換時は個別のシートを使用するか、マットや着脱用の台を共用している場合は1人交換するごとに消毒を行ってください。
- ・1人交換するごとに石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行ってください。

8 感染症予防 (4) 嘔吐処理

マニュアル・手順書

手順書を作成し共有

- ・応援の職員を呼ぶ等の役割分担
- ・体制を整え、迅速に対応

- ☆消毒薬は正しい使用方法を守る 
- ☆消毒薬はこどもの手の届かない所に保管

処理用具の例

使い捨て手袋

使い捨て雑巾

ビニール袋

使い捨て袖付きエプロン

使い捨てマスク

消毒容器

バケツなどにまとめ、複数準備

地・保育18

【嘔吐処理】

- ・手順書を作成し、職員間で共有してください。
- ・応援の職員を呼び、他のこどもを別室に誘導するなど迅速に対応できるよう職員の役割分担を手順書に記載してください。
- ・嘔吐物の処理用具は、処理用具の例を参考に常に複数準備してください。
- ・消毒薬の種類に合わせて、用途及び希釈方法等、正しい使用方法を守ってください。
- ・消毒薬は、こどもの手の届かない所に保管してください。

9 マニュアル・手順書

全職員が同じ事故防止や感染症予防のための対応ができるように、以下のようなマニュアルや手順書を作成し施設内で**共有**

呼吸確認
(ブレスチェック)

散歩などの園外活動

おむつ交換

全職員
で共有

プール活動・水遊び

嘔吐処理

食物アレルギー

地・保育19

【マニュアル、手順書】

・全職員が同じ事故防止や感染症予防のための対応ができるように、マニュアルや手順書を作成し、施設内全職員で共有してください。

○主な手順書

- ・呼吸確認（ブレスチェック）
- ・散歩などの園外活動
- ・プール活動・水遊び
- ・食物アレルギー
- ・嘔吐処理
- ・おむつ交換 等

・手順書を作成の際には、「本説明資料」及び「自己点検表」の中に、必要なポイントを記載していますので、ご活用ください。

10 こどもの人権

保育を行う上で重要な「こどもを尊重する」ことや「こどもの人権擁護」について、意識を高め常にこどもの気持ちに寄り添った保育を行います。

全職員で保育を振り返り、人権意識を高めましょう

セルフチェック

園内ミーティング

園内研修

外部研修

『よりよい保育のためのチェックリスト～人権擁護のために～(横浜市こども青少年局)』

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.files/0149_20200615.pdf

『よりよい保育のために(園内研修用動画配信)(横浜市こども青少年局)』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/20230330102235041.html>

【認可基準条例、確認基準条例、保育所保育指針】

地・保育20

【こどもの人権】

- ・保育を行う上で重要な「こどもを尊重すること」や「こどもの人権擁護」について、意識を高め常にこどもの気持ちに寄り添った保育を行ってください。
- ・セルフチェック、園内ミーティング、園内研修、外部研修など全職員で保育を振り返り、人権意識を高めるようにしてください。
- ・スライドに横浜市のチェックリストや動画配信のURLを記載していますので、ご活用ください。

11 指導監査における 主な指摘・助言事項

指導計画



- 短期的な計画の未作成
- 3歳未満児の個別的な計画の未作成
- 障害のあるこどもの個別支援計画の未作成
- 保育所の「保健計画」の未作成

0歳児、1歳児の呼吸確認



- 記録がなくブレスチェック実施の確認ができなかった
- 一部の時間帯のブレスチェック記録がない
- 土曜日のブレスチェック記録がない

【指導計画】

- ・短期的な計画を作成していなかった。
- ・3歳未満児の「個別的な計画」を作成していなかった。
- ・障害のあるこどもの個別支援計画を作成していなかった。
- ・保育所の「保健計画」を作成していなかった。

【0歳児、1歳児の睡眠中の呼吸確認】

- ・記録がなく、行っていたことが確認できなかった。
- ・一部の時間帯の記録がなく、行っていたことが確認できなかった。
- ・土曜日の記録がなく、行っていたことが確認できなかった。